

## スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、本人または家族などのスイッチ OTC 医薬品（処方箋が必要な薬から、処方箋のいらない市販薬として買えるようになった薬）の購入費の合計額が年間 12,000 円を超えた場合、特例としてその超えた部分の金額（最大 88,000 円）が、その年分の総所得金額等から控除されます。

控除の対象となるには、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けていることが条件です。

なお、この特例（スイッチ OTC 控除）と、従来の医療費控除制度とを同時に利用することはできません。スイッチ OTC 控除か、従来の医療費控除制度のどちらかを選択することになります。



[詳しくはこちらをご覧ください](#)